

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 14 日

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

大山オオタカの森営巣環境整備事業（更新伐・除伐） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「森林管理」に登録されている者であること。

(3) 鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016713 号鳥取県農林水産部長通知）第 3 条に基づく競争入札参加に必要な届出書が農林水産部長に受理されている者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒683-0054 鳥取県米子市栴町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

電話 0859-31-9325

電子メール seibu-kankyo@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 9 月 14 日（月）から同月 24 日（木）までの間にインターネット（鳥取県西部総合事務所環境建築局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/325225.htm>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 9 月 14 日（月）から同月 24 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法

律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年10月1日(木) 午前11時 即時開札

イ 場所

〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所1号館2階 第2会議室

(4) 郵便等による入札

不可とする。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和8年9月24日(木)正午までに提出(必着)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱(平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行ったものは失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が2人以上いる場合は、くじによって決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。